



砺波基発 1205 第 1 号
令和 6 年 12 月 5 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会富山県支部砺波分会
分会長 古瀬 喜八郎 殿

砺波労働基準監督署長



道路貨物運送業における労働災害防止のための
取組の徹底について（緊急要請）

日頃より労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年の労働貨物運送業における労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、10 月末時点で 19 人と、昨年同期の 9 人と比較して 10 人（111%）増加しており、非常に憂慮すべき状況となっています。

本年の道路貨物運送業における労働災害を見ると「墜落・転落」及び「動作の反動、無理な動作」が各々 5 件（26.3%）と多くなっており、そのほとんどが荷役作業中に発生したものです。

安全で健康に働くことができる職場環境は、労働者や企業のみならず、そのご家族や地域社会においても大切でかけがえのないものです。今般の労働災害の大幅な増加を機に、職場における安全確保の重要性を深くご理解いただき、安全衛生管理体制の整備、雇入れ時教育の徹底を始めとした労働災害防止対策に全力でお取り組みいただきますようお願いいたします。

あわせて、貴分会会員事業場に対し、別添リーフレット「荷役作業での労働災害を防止しましょう！」及び「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために」を配布する等により、労働災害防止対策への一層の取組を徹底していただきますよう、重ねてお願いいたします。